

平成28年度分 市民税・府民税 申告書

(あて先)大阪市長  
平成 年 月 日提出

台帳番号

現住所、1月1日現在の住所、フリガナ、氏名・印、電話番号、職業

勤務先または事業所の所在地・名称等、所在地、名称(屋号)、電話番号、開(廃)業年月日

この申告書の控えは、市民税・府民税の課税(所得)証明書等に代えて使用することはできません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除)

1 収入金額等、2 所得金額、4 所得から差し引かれる金額 (営業等、不動産、配当、雑所得、給与、退職所得、雑損控除、医療費控除)

5 給与・公的年金等以外の所得(※)に係る市民税・府民税の納税方法

6 給与所得の内訳、7 事業・不動産所得に関する事項、8 配当所得に関する事項、9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項、10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

14 寄附金に関する事項、15 事業税に関する事項

平成27年中に収入(所得)がなかった方の記載欄、扶養手当、遺族年金、学生であった、雇用保険(失業保険)を受給していた、預貯金等で生活していた

控用

この申告書の控えは、市民税・府民税の課税(所得)証明書等に代えて使用することはできません。

平成28年度分 個人市・府民税のしくみと計算方法

個人市・府民税のあらまし

個人の市民税は、一般に個人の府民税とあわせて住民税と呼ばれ、道路・橋梁・公園の整備から、教育・福祉にいたる日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスに使われ、広く市民の皆さまにご負担いただく重要な財源となっています。

個人市・府民税の種類・税率と納税義務がある方

個人市・府民税は、均等の税額によって広く課税される均等割と前年の所得金額に応じて課税される所得割があり、それぞれの税率と納税義務がある方は、次のとおりとなっています。(大阪市では、地方税法に規定される標準税率を適用しています。)

税率(額)と納税義務者(基準日:1月1日現在)の表

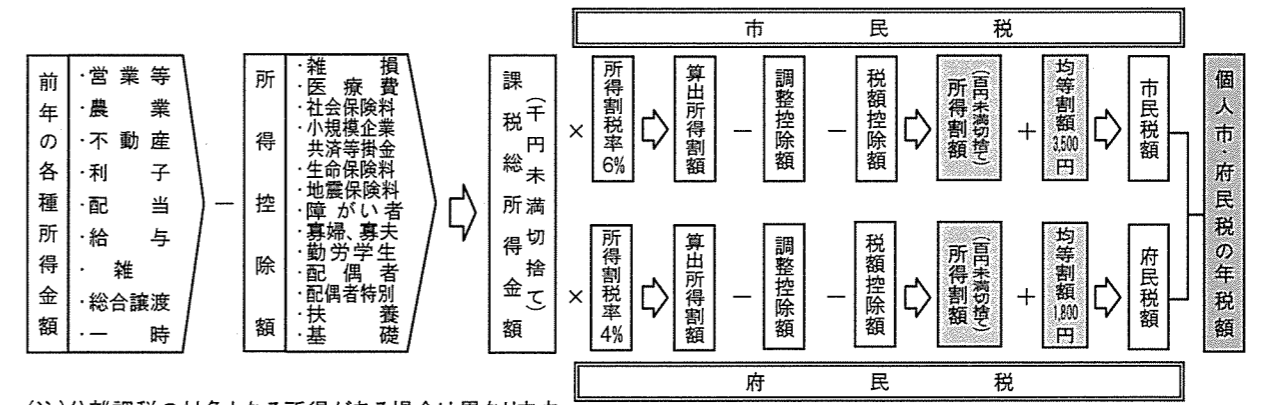
※平成26年度から平成35年度までの期間は、全国的に実施する防災のための施策に要する費用の財源として、個人市民税と個人府民税の均等割の税額にそれぞれ500円ずつが加算されています。

【個人市・府民税が課税されない方】

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
●1月1日現在、障がい者・未成年者・寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方(給与収入の場合:年収2,044,000円未満)
●前年の合計所得金額が次の金額以下の方
・扶養親族等(控除対象配偶者を含む)がいない場合...35万円(給与収入の場合:年収100万円)
・扶養親族等(控除対象配偶者を含む)がいる場合...35万円×(本人+扶養親族等)の人数+21万円

税額の計算方法(総合課税)

税額の計算方法を図に表すと次のようになります。



(注)分離課税の対象となる所得がある場合は異なります。

調整控除の計算方法

- ①個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
・人的控除額の差額の合計額
・合計課税所得金額
②個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円を超える方
{人的控除額の差額の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}×5%
※2,500円未満の場合は、2,500円とします。(市:3%・府:2%)

(注)合計課税所得金額...課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額

【所得税と個人市・府民税の人的控除の差額】

控除の種類と金額の表 (障がい者控除、寡婦控除、配偶者控除、基礎控除)

(表) (裏) (面)

## 申告にあたってご注意いただくこと

### 公的年金等受給者の所得税および復興特別所得税の確定申告手続きの簡素化

公的年金等を受給されている方の確定申告手続きが簡素化されています。

平成23年分の所得税から、前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要となっています。

(注)医療費控除等による所得税等の還付を受ける場合や損失の繰越をする場合は所得税等の確定申告が必要です。

#### 個人市・府民税の申告手続き

個人市・府民税については、公的年金等支払者から支払報告書が提出されますので、原則、申告は不要です。

(注)所得税等の確定申告が不要となる方であっても、公的年金等以外に所得がある場合や源泉徴収票に記載される扶養控除等以外に、個人市・府民税だけで医療費控除や生命・地震保険料控除、寄附金税額控除などを受ける場合は個人市・府民税の申告が必要です。

### 寄附金の控除を受けるための手続きについて

■寄附金の控除を受けるには、所得税の確定申告または個人市・府民税の申告が必要です。

#### ◆所得税等の確定申告書を提出する場合

確定申告書第2表下の「住民税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」欄に、寄附金の区分ごとに金額を記載してください。記載がない場合、個人市・府民税において寄附金控除を受けることができませんのでご注意ください。

#### ◆市民税・府民税申告書を提出する場合

申告書裏面右下「14 寄附金に関する事項」欄に、寄附金の区分ごとに金額を記載してください。(所得税の確定申告書に必要事項を記載して提出した場合、市民税・府民税申告書の提出は不要です。)

■必要な書類・・・寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証、領収書など  
(申告される方が寄附者として記載されたものに限ります。)

#### ふるさとの納税ワンストップ特例制度を利用された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された方は、ご自身で申告を行わなくても、寄附金税額控除が適用されますが、医療費控除の申告など、個人市・府民税の申告をされた場合は、特例制度が適用されませんので、申告される場合は、ふるさと寄附金額の全額を申告してください。

### 税額控除の計算方法

#### ■配当控除

総合課税となる配当所得のうち、対象となる株式配当等がある場合は、次の表の割合により税額控除されます。

課税総所得金額等	配当控除の割合	
	市民税	府民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

(注)証券投資信託の収益の分配分は、一部控除割合が異なります。

#### ■寄附金税額控除

都道府県・市区町村(ふるさと寄附金)、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部への寄附金および大阪府または大阪市の条例で指定した寄附金がある場合、申告により次の額が税額控除されます。

(注1)ふるさと寄附金のみ②の特例控除額が加算のうえ適用されます。

(注2)申告には領収書、証明書が必要です。

(注3)ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された方でも、個人市・府民税の申告をされる場合は、特例制度が適用されませんので、ふるさと寄附金額の全額を申告してください。

区分	控除額
①基本控除額	寄附金の合計額(※)-2,000円× 市民税 6% 府民税 4% ※総所得金額等の30%が上限
②特例控除額 (ふるさと寄附金のみ)	(ふるさと寄附金の合計額-2,000円) ×(90%-所得税限界税率(0~45%)×1.021)× 市民税 3/5 府民税 2/5

(注1)課税山林所得、課税退職所得、課税の特例が適用される所得を有する場合は、控除額の計算が異なります。

(注2)上記②の特例控除額は、算出所得割額から調整控除額を控除した額の20%が上限です。

#### ■住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)

所得税の住宅ローン控除を受けている方(次の期間の入居者)で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、次の①・②のうちいずれか少ない額が税額控除されます。

◆対象となる方(次のいずれかに該当する方)

- ・平成12年1月1日～平成13年6月30日の間に入居した方
- ・平成17年1月1日～平成18年12月31日の間に入居した方
- ・平成21年1月1日～平成31年6月30日の間に入居した方

◆控除額(次のいずれか少ない額)

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

②所得税の合計課税所得金額×5%(最高97,500円(※))

※平成26年4月以降に入居された方のうち、消費税率8%または10%で購入された方は、所得税の合計課税所得金額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)

(注1)所得税で住宅ローン控除を受けている場合は、個人市・府民税の手続きは不要です。

(注2)平成19年～20年の間に入居された方は、所得税において特例があります。

#### ■配当割額・株式等譲渡所得割額控除

前年中に、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の配当所得または譲渡所得について、道府県民税配当割または株式等譲渡所得割が課税・徴収(特別徴収)された方で、これらの所得について申告した場合には、当該課税・徴収(特別徴収)された額を控除します。

(注)控除しきれない額は、均等割額または未納税額に充当し、その残額が還付されます。

区分	市民税割合	府民税割合
配当割額・株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## 平成28年度 個人市・府民税の主な税制改正について

平成28年度から適用される主な改正の内容は次のとおりとなっておりますので、申告の際は、記載内容などを十分ご確認ください。

### ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

ふるさと寄附金(納税)の申告手続きの簡素化を図るため、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと寄附を行う場合、ご自身で確定申告を行わなくても、寄附先の団体に申請をすることにより、寄附金税額控除の適用が受けられるようになりました。ただし、医療費控除の申告など、確定申告や個人市・府民税の申告をされた場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されませんので、申告される場合には、ふるさと寄附金額の全額を申告してください。

### 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障がい者控除について、申告の際に親族関係書類と送金関係書類の添付・提示が義務付けられました。

#### 親族関係書類

国外居住親族が居住者(納税者)の親族であることを証する書類(例:戸籍の附票の写しと旅券の写し、出生証明書等)

#### 送金関係書類

国外居住親族の生活費または教育費にあてるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類(例:送金依頼書、クレジットカードの利用明細書など)

## 大阪府からのお知らせ

### 個人府民税の均等割額の変更について

#### ～ 森林環境税の創設 ～

近年、局地的な集中豪雨が頻発する一方で、間伐等の停滞により、森林の果たしてきた災害防止をはじめとする様々な公益的機能が低下しています。

自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代につなぐため、森林保全対策を緊急かつ集中的に実施する財源として森林環境税を創設します。府民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 税のしくみ

- 税額 個人府民税均等割額に税額(年間)300円を加算
- 納める方 個人府民税均等割の納税者と同じ
- 期間 平成28年度から平成31年度までの4年間

#### お問い合わせ先

森林環境税に関することについては、大阪府までお問い合わせください。

- <問合せ先> 府民お問合せセンター「ピピっとライン」
- <電話番号> 06-6910-8001
- <受付時間> 平日午前9時～午後6時(土日祝・年末年始休み)